

平成26年第23回荅北町議会臨時会会議録（第1日目）

平成26年第23回荅北町議会臨時会は、平成26年1月29日荅北町議会議場に召集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次の通りである。

1番	野田 謙二	2番	浜口 雅英
3番	山本 政人	4番	大仁田藤男
5番	田嶋 豊昭	6番	野崎 幸洋
7番	錦戸 俊春	8番	山下 時義
9番	松野 重幸	10番	錦戸 久幸
11番	神崎 公顕（副議長）	12番	倉田 明（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長	山口 仁人	主 幹	原田 正子
------	-------	-----	-------

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次の通りである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教育長	芦塚 博昭	総務課長	田嶋 健一
税務住民課長	荒木 広之	土木管理課長	益田 大介
農林水産課長兼 農委事務局長	吉村 文雄	企画政策課長	岡田 晴喜
福祉保健課長	田尻 伸治	健康増進室長	山崎 敬一
水道環境課長	大田 勝彦	会計管理者兼 会計課長	福田 忠輝
教育課長	山崎 秀典	商工観光課長	田尻 幹雄

8. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案第221号 平成25年度苓北町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第4 議案第222号 請負契約〔苓北町防災行政無線施設デジタル化工事〕
の変更締結について
- 日程第5 議案第223号 請負契約〔志岐漁港海岸保全施設整備工事（その2）〕の
変更締結について
- 日程第6 議案第224号 請負契約〔志岐漁港臨港道路整備工事（その2）〕の
変更締結について
- 日程第7 議案第225号 請負契約〔都呂々港湾改修工事（その2）〕の変更締
結について
- 日程第8 議案第226号 請負契約〔笹尾浄水場基幹整備工事〕の変更締結につ
いて

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（倉田 明君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から平成26年第23回苓北町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉田 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、田嶋豊昭君、6番、野崎幸洋君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（倉田 明君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

ここで岡田企画政策課長から、12月13日開催の第22回議会定例会において審議されました議案審議における答弁の中で、発言に誤りがあったので訂正させていただきたい旨の申し出がっております。この件について発言を許可したいと思えます。岡田企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君） 第22回議会定例会、議案第210号、苓北町一般会計補正予算の審議において、長崎・天草航路船舶建造事業補助金関連で新規事業所と協定なり覚書を結んでないかというご質問に対し、私自身、高速船の建造に伴う協定書又は覚書という受け止めをしております、「何も結んでいない」という答弁をいたしました。

ただし、運航につきましては、平成25年9月17日付で事業所と長崎・天草航路高速船運航に関する覚書を結んでおります。ここに答弁の発言を訂正させていただき、お詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

なお、審議の際に補助金交付要綱も見せていただきたいという要望もございましたので、お手元に長崎・天草航路船舶建造事業補助金交付要綱を配付しております。右上に鉛筆書きしていますが、12月16日に交付決定を行い、12月25日に補助金を支出しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（倉田 明君） 町長から何かありますか。町長。

○町長（田嶋章二君） 今、岡田課長からお詫びの言葉がありましたが、私もその勘違いに気付かなかったことにつきまして大変申し訳なく思っております。お詫びをいたします。

○議長（倉田 明君） この件につきましては、只今発言訂正について説明とお詫びがございました。これで企画政策課長からの申し出がありました発言訂正についてを終わります。[「はい、質問はできますか」と呼ぶ者あり]一応訂正とお詫びの分ですので、また機会がありましたらよろしく申し上げます。どうしても特にとということであればですけども。それなら手短に、はい。浜口君。

○2番（浜口雅英君） 今、訂正ということですが、その時は副町長も強い言葉で予算計上されていないものについて、そういうことを結ぶことはあり得ませんという話がされたと思います。私も行政に勤めておりましたので、そういうことはあり得ないという立場でしたので強く印象に残っていますが、副町長からの話はないのでしょうか。

○議長（倉田 明君） 副町長。

○副町長（松野 茂君） 私の取り方といたしましては、予算審議の中で建造の補助ということで補助金の予算が決まってから補助金の要項で実施をするということで、予算が決まらない限りこの運営ということじゃなくて、建造の補助金のことについてということで私は発言をさせていただいたところです。そういうことで、それを造るに関しての協定、覚書ということでございましたので、通常の3月議会、新年度予算の場合におきましても一応予算が通ってから4月1日から補助金要項に従ってするというので、そういうことで私の方も発言をさせていただきました。

その点に関しましては、運営の協定を結んでいないということに関しましてはちょっと私も勘違いをいたしておりましたので、大変申し訳ございませんでした。

○議長（倉田 明君） 終わります。

-----○-----

日程第3 議案第221号 平成25年度苓北町一般会計補正予算（第6号）

○議長（倉田 明君） 日程第3、議案第221号、平成25年度苓北町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第221号、平成25年度苓北町一般会計補正予算（第6号）案についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、1,472万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億7,285万円とするものでございます。今回の補正予算は、新規の補助事業の他、緊急に補正をお願いしなければならない案件につい

てお願いするものでございます。内容につきましては企画政策課長からご説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君） それでは議案第221号、平成25年度苓北町一般会計補正予算（第6号）案の内容についてご説明申し上げます。

平成25年度苓北町一般会計予算の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ51億7,285万円とするものでございます。

4ページをお願いします。第2表、地方債補正。1、追加は上津深江港改修事業90%充当分の公共等事業債で、限度額580万円です。

歳入から説明いたします。7ページをお開きください。款14、県支出金、目3、農林水産業費県補助金、節2、農業費補助金は耕作放棄地解消緊急対策事業補助金の確定により4万8,000円。新規に農家の方が農機具を購入する場合、10分の3以内の補助金が認められる経営体育成支援事業補助金888万円で、合計892万8,000円の増額です。

8ページをお願いします。款20、町債、目2、土木債、節3、港湾債の580万円の増額は、上津深江港改修事業費に充当する公共等事業債90%分です。事業費の90%分です。

9ページをお願いします。歳出です。款1、議会費、目1、議会費は広報委員会のデジタルカメラを早急に買い替える必要がありますので、購入に伴う節間の組み替えです。

10ページをお願いします。款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、節25、積立金の384万円の減額は、温泉センター源泉の揚水ポンプ取り替えに充当するための苓北町地域の元気基金の取り崩しです。

11ページをお願いします。款5、農林水産業費、項1、農業費、目3、農業振興費、節15、負担金補助及び交付金は、耕作放棄地解消緊急対策事業の確定によるものと、新規事業で農家の方が購入される農機具に補助を行う経営体育成支援事業補助金とあわせて892万8,000円の増額です。

12ページをお願いします。款6、商工費、項1、商工費、目1、温泉センター管理費、節13、委託料は、監理業務委託料の実績に伴い40万円の減額、節15、工事請負費は温泉センター源泉の揚水ポンプが老朽化して取り替えが必要となっており、今の工事にあわせて行うことで休館を避けることができますので、工事請負費で424万円の増額です。

13ページをお願いします。款7、土木費、目1、港湾管理費、項4、港湾費、節13、委託料は、国の新たな経済対策に要望を行っている上津深江港改修事業測量設計委

託料として650万円の増額です。特定財源として90%充当できる公共等事業債は出ておりますが、新たな国の経済対策に確定しましたら有利な補正予算債の充当に変更を予定しています。

14ページをお願いします。款11、公債費、項1、公債費、目2、利子、節23、償還金利子及び割引料は、一時借入金利子の実績見込みにより70万円の減額です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。はい、錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 1点だけお尋ねします。11ページにですね、これはこの補正予算とは直接は関係ありませんけども、今まで請負耕作ですかね、例えば田植えとか稲刈りとか、これまで非常にこうして活躍をしてこられましたけど、この方々が今年度作からその対応ができないというふうなことを聞いております。ですから今までは非常にこの方々の功労は苓北町の稲作に対しては大きかったんじゃないかなと思いますけども、今年度作からこれが廃止っていいですかね、対応できなくなるというふうなことを伺っておりますので、非常にこうして影響も大きいんじゃないかなと思いますけども、これの対応について町はどう考えておられるのか。その点を1つお伺いいたします。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君） 今のご質問は低コスト組合の請負のことだと思いますが、ご指摘のとおり農協からそういうチラシが回ってまいりました。確認しましたところですね、いわゆる稲作に対して植える前の耕起とか畦ぬりとか、そういうものについて今年度はできないということで、稲刈りについては今のところはするというで聞いております。

ご指摘のとおり、これについてはですね、低コスト組合さんのボランティア的なですね、労働によって苓北の稲作の生産が成り立っているという面も多々ありますので、今のところ労働力の不足が自分の家の経営と重なるもんですから相当この2、3年はですね、そこら辺の問題が出てきております。私もケガがなければよいかということで、ケガだけは注意してほしいということで組合の方にもお願いしておりますけれども、やはりそのところは今後ですね、今年度そういう問題も出てきましたので、農協の方とですね、打ち合わせをしながら対応していきたいと思っております。

○議長（倉田 明君） いいですか、他にありませんか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） 11ページの経営体育成支援事業補助金、これはこの事業は全額国県で持つのか、それからその対象者っていいですか、受益者っていいですか、どういう方になるのか。またそういう対象者の方が特定されるということになれば、そのの

周知についてはどのような方法を考えておられるのかお尋ねします。

それから温泉センターで工事請負費が424万増額になっていますが、これはこの前の議会の中で3,300万円減額になりましたね。これは今度420万円というのは全く別の工事になってくるのかどうかということです。

それから13ページで、港湾管理費で650万円増額なっております。これは前回の議会のときに600万円増額されていますね。今度は倍増額になったわけですけども、前回の議会のときは地質調査、ボーリング調査ということでしたけども、また同じような額ですね、1カ月後に増額がなったということはこれも新たな工事ができたのかどうか。

それから4ページで580万円の起債の補正がなされていますが、これの償還期間、それから2年か3年据え置いてということになるかと思いますけども、その後の償還額がですね、わかっていれば償還額と償還期間がわかっておれば教えてください。わかったらんばよかです。

以上です。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君） 経営体育成支援事業の件についてご説明します。この事業につきましてはですね、苓北町で農業を営んでおられる担い手農家さんの中でですね、認定農家にされている方が対象となっております。事業費につきましては、事業費全体の30%を国県が補助をするということで、残りについては農家さんが出されるということでございます。今回の対象につきましては7名の方でですね、決まっております。これは県の方から要望調査がまいりますので、それについて農家さんの方に通知をしてですね、要望のあった方を申請をすると。それが採択されたということでございます。

○議長（倉田 明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君） 温泉センターの揚水ポンプですけども、この場所は温泉センターの下の駐車場の横に源泉が井戸を上げるところがありますけども、そこの方の工事で別発注になります。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君） 4ページの公共等事業債ですけども、580万起債としてありますが、1年据え置きで1年後から利子が発生し、2年後から元金ということで、一応10年で予定しておりますけども、金額についてはちょっとわかっておりません。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 先程650万円の委託料につきましてでございます

が、これにつきましては測量設計の委託料でございます。先程おっしゃいました昨年12月には土質調査、ボーリングの2本分の調査委託料を上げさせていただきました。今回はその結果によりまして、また設計測量していくということで、変更でなく新たな設計と測量の委託料でございます。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） まず、農林水産課長さんにですが、この国県と受益者ということになると思いますけど、その分に町からの手当てというのは考えておられないのかということが1つです。

それからこの担い手農家ですか、というのは1つの条件になってくるのかどうかということ。

それから起債の額はですね、わかりにくい分はあっとかもしれませんが、金を借るからにはやっぱり10年の中で償還されるということであればですね、やっぱり1円まで違わんごたる数値を出せということではありませんので、金額は、返済額は1年据え置いて2年目から返しますということだけでなく、1年当たり幾らを見込んでいますという資料はやっぱりつかんでおかれるべきではないかと思います。

それから土木課長さんですが、もうボーリングされてその後にもたボーリングの結果を受けて新たなテストを頼むんだということです。当初の中でですね、補正を今回せずとも、ボーリング1基当たりに10万円だ、仮にですね、1基10万円だと。その結果を踏まえた中でどういった構造物っていうのは、ボーリングをするときからわかつるわけでしょうから、標準断面といいますかそういうものはですね。ですからボーリングをして、「さあボーリングは済んだ、さあ補正だ、こん次はした、さあ補正だ」ということでなくて、やっぱりそういう部分までもっと要望するならばその部分に係る一式の工事費は何億円だと。それに係るテストには幾らだと、そのテストの内訳はボーリングが幾らだ、それからその後の構造設計、そういうものに幾らだということは補正に頼るんじゃなくて当初計画の中でですね、やっぱり今後してほしいというふうに思います。

以上です。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君） この事業につきましてはですね、補助残が農家さんが持つわけですけれども、その半分以上についてはですね、農協から借り入れてするという条件とか、そういうとがあります。町としてはですね、今のところこれを実施して実際農機具も買っておられる方がおられますんで、今のところ上乗せは考えておりません。

それと担い手農家ですね、そういうものは条件がそういう担い手農家ということになっております。その中の認定農家ですね。

○議長（倉田 明君） 借り入れについての答弁、何かありますか。企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君） 今のちょっと把握しておりませんでしたので、今後把握するようにいたします。

○議長（倉田 明君） それと土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 先程浜口議員の方から当初で上げるということでおっしゃいましたけど、これは今回の上津深江港の改修工事につきましては、昨年の緊急経済対策によりまして予算措置が図られる予定という、安全安心ということで港湾の整備があったところです。それによりまして今後の工程を考えまして、昨年土質調査をいたしまして、そしてその結果を受けてですね、今回設計をさせていただいたわけです。これは先程おっしゃいました今後の補正に対しまして事業費の設計協議とか、その審査とかそういうようなことを踏まえまして今回設計測量を上げさせていただいたところです。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 昨年って言いましたけど、今年度の補正事業、新規経済対策ですね。ボーリングを上げさせていただいたということは、要するに26年度中に仕上げられるかということのお問い合わせが国からありましたので、それを行うためにはまずボーリングをしとかなきゃいけないだろうと、そして今回もう1月中には経済対策が決定してるんじゃないかという読みをしておりましたが、まだ国会が始まったばかりで補正予算も成立しておりません。そういった意味で少し遅れ気味になっておりますので、あえて設計は先にやっていかないと26年度中の工事完了に間に合わないんじゃないかと、そういう読みの中でさせていただいて、おっしゃるとおりのような状況にならなかったのはそういうことでございますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（倉田 明君） 最後です、浜口君。

○2番（浜口雅英君） 上津深江港湾ですが、私が申し上げましたのはですね、長期計画の中でどういった防波堤にしていくんだということはそれは理解できます。そのことについて財源の当てが薄い場合でもそういう取り組みをされても、それは構わんだろうというふうに思うわけですよ。ところが、そういう部分が今度はボーリングですばい、今度は構造物の設計ですよという、そういう形じゃなくともっと思い切った形でですね、例えば1カ月前の前の議会のときの補正の中でその測量設計もですね、見込んだ中ではそういう形で出すべきじゃないかということでお尋ねをしました。結構です、もう。

○議長（倉田 明君） 答弁ありますか。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今浜口議員のおっしゃったことは十分わかります。ただ12月にボーリングをいたしまして、その土質の結果で軟弱地盤であったりとか、

それからその土質条件によりまして設計の条件が変わってまいるところでございますので、その辺で今回出したということをご了解いただきたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。

議案第221号、平成25年度苓北町一般会計補正予算（第6号）を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第221号、平成25年度苓北町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第222号 請負契約〔苓北町防災行政無線施設デジタル化工事〕の変更締結について

○議長（倉田 明君） 日程第4、議案第222号、請負契約〔苓北町防災行政無線施設デジタル化工事〕の変更締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田嶋健一君） 議案第222号、請負契約〔苓北町防災行政無線施設デジタル化工事〕の変更締結について。

平成25年11月6日議案第205号により議決された、下記工事請負契約を変更締結するものとする。平成26年1月29日提出、苓北町長、田嶋章二。

記。1、工事名、苓北町防災行政無線施設デジタル化工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、当初5,744万9,700円。変更、214万7,214円、合計5,959万6,914円。4、契約の相手方、熊本県菊池市泗水町吉富3215番地91、電子技術応用株式会社代表取締役、立山則生。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約の締結について議会の議決を必要とするためでございます。

補足の説明をさせていただきます。お手元の資料の次の次のページです。A3の図面を付けておりますけども、赤で書いてあります11番と21番、平木と年柄の2本の柱に腐食が見つかりましたので、その分を今回更新するっていうことで変更をお願いした

と思います。それに伴いまして、その前のページA4の図面が付いておるとは思いますけども、この赤の部分が今回交換をするっていうことで、柱、スピーカー等を交換をしたいというふうに思っております。工期については当初と変わりなく3月20日までということになっております。進捗の状況は今、90%ぐらいということです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 10番錦戸です。これ同じ支柱を2カ所建てるわけですか、ね、同じ様式の。はい、それでこれはスピーカーは1本に対して3個付くとですかね。その姿図でいくと3個あるようですけども後が見えないので4個になるのか。

それともう1つ、この図面の一番下に字が小さかけんわからんですけど、既設の接地銅板及び接地棒使用可能であれば継続使用とすると書いてありますけども、これは今度増額されますけども、増額の金額にはこれは含んでいるのでしょうか、含んでいないのか、その2点をお尋ねします。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（田嶋健一君） 支柱につきましてはもう同じ、形が今度は変わりますので今、更新をするっていうところの分と同じ厚くなって細くなるタイプの柱を替えることになります。今は大きくて薄い柱を使っとつとですけど、今回から新しくする柱を更新する分も上げとつとつとですけど、それと新しくする方の柱と同じタイプですね。

スピーカーの方は4基ですね。それから接地板につきましてはその分も入っております。[「入つとる」と呼ぶ者あり]はい。接地の分もですね。

○議長（倉田 明君） いいですか、錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 接地板も入っているということですので、もしこれが既設の分が使われるというようなことになれば減額っていうような対応になるわけですか、ね、考えはですね。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（田嶋健一君） そういうことになりますけども、腐食がですね、進んでるのがもう下の方の柱の下の方で、前出来町の方も頼みましたがほとんど海岸線のところは下の方から土に接するところが腐食してきますので、その分がまずやられますので、ということです。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。

議案第222号、請負契約〔苓北町防災行政無線施設デジタル化工事〕の変更締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第222号、請負契約〔苓北町防災行政無線施設デジタル化工事〕の変更締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第223号 請負契約〔志岐漁港海岸保全施設整備工事（その2）〕
の変更締結について

○議長（倉田 明君） 日程第5、議案第223号、請負契約〔志岐漁港海岸保全施設整備工事（その2）〕の変更締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君） 議案第223号、請負契約〔志岐漁港海岸保全施設整備工事（その2）〕の変更締結について。

平成25年7月17日議案第183号により議決された、下記工事請負契約を変更締結するものとする。平成26年1月29日提出、苓北町長、田嶋章二。

記。1、工事名、志岐漁港海岸保全施設整備工事（その2）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、当初6,867万円。変更、140万6,718円、合計7,007万6,718円。4、契約の相手方、天草郡苓北町坂瀬川1137番地、双川建設株式会社、代表取締役、西川和文。

提案理由。地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約の締結について議会の議決を必要とするためでございます。

2枚の平面図と標準断面図を用意しております。それについての説明をさせていただきます。今回の変更につきましては、志岐漁港海岸保全施設整備の工事の入札残処理ということとなります。1枚目の平面図をご覧いただきたいと思っております。この図面の赤色の部分が今回の施工箇所となります。緩傾斜護岸部につきましては、上部工の水叩コンクリート工49.9mとそこの水叩コンクリートをとめるものですが、それを54.1mと右側に赤で少し書いてありますけれども、その部分が斜路となります。町道の浜之町線との接合部でございます。そこの部分について変更をさせていただくということでございます。

2枚目をご覧いただきたいと思っております。標準断面図でございます。これも赤色で色付

けてあるところが今回の変更をするところでございます。下に青色で書いてありますが、これは暫定断面となっております、いわゆる上に書いてある水叩の部分の施工ということでございます。下で斜路工を書いてありますが、これは一番取付工の端部にこの形で斜路工を造るということになっております。斜路工につきましては、8.8mで幅員が1.5mということで、勾配は2割5分ですね。結構急になりますけども、どうしてももうこれの勾配がぎりぎりということで造っております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） まず平面図からですが、これはこの事業はなかなか平成24年度とか平成24年度繰り越しとか平成25年度とか平成26年度繰り越しとかいろいろあってわかりにくいわけですが、今回赤で着色してある水叩コンクリートの部分はこれは国県の交付金補助事業だと思いますけども、これはその対象といたしますか、その区域から外れたということでは、その場所がですね。例えばNO.0からNO.5までが当初国県の対象事業として申請するですよ。これはもしかすればNO.0マイナス10mとか、そういう部分に入ってくっとじゃなかかと思うとですよ。だけんそこら辺は当然これは国県と打ち合わせはして、審査も受けてあろうかと思いたすけども、国県事業の場合は国県補助事業交付金事業の場合はそういうことができるのかなという気がしますので、それを確認させてください。

それと、この起点側釜区寄りといいますか、その状況はどういう形になっているのか。ここですね、ここから始まるですよ。だけんこれからこっち側のような状況はもう既にそういう形でできているのかと。

それからこれに更にもっと言いますと、ここからこの青色の部分までにまた幾らかの無着色の部分があるわけですが、それは今後どうされるのかということです。

それから説明の中で入札残という言葉が出ましたけども、その言葉は不適切だろうと思いたすので今後はできるだけ控えていただきたいと思いたす。

それから留めコンクリートの背後にこの整備事業の2枚目の地図ですが、水叩工の留めの背後に土盛りをしてあるですね。それはこの中に入っているのかどうかということです。

それから斜路の勾配が2.5ということですが、通常は大体どのくらいが標準的になされているのか。この場合は浜之町からずっと同じようなタイプの海岸がありまして、斜路も何箇所か入っているようです。そういうものと比べてどのくらい、そういうものが大体どのくらいの勾配で工事をされていたのかということです。

以上です。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君） まず、緩傾斜護岸部についての平面図ですね、白色であるところが赤になっている関係上そういう質問をされたと思いますが、これにつきましてはですね、志岐漁港海岸から漁港からずっと海岸部を一連のですね、保全施設としてずっと整備をしてきております。今回、今斜めに書いてありますここが漁港の施設と建設海岸の施設の境目ということでございまして、一連の工事の中でずっと工事をしてきておりまして、ここの白部分ですが、ここについてもですね、ほぼ完成断面になってきておるんですけども、暫定断面が残っているということでですね、この暫定断面の部分を水叩とかこういうものをするということでございます。

青色の部分につきましてもそういう形ですね、暫定断面で造っておりますので、上部工につきましてもこの水叩と土盛りとですね、植栽工をしていって終わるということになっております。今年度当初でも1,500万のですね、予算を立てておりましたが、平成24年度の補正で対応する部分の工事がですね、終わった後にある程度の土盛りをするところのですね、いわゆる土が沈下する、そういうのを見てですね、するということで繰り越しをかけます。繰り越しと平成26年度のですね、事業について残りが約3,000万ぐらいになると思いますけれども、それで上のものも仕上げてしまうということで平成26年度をですね、最終年度になる予定でございます。

ご指摘がありましたように私も説明の中でですね、そういうことをどういう言い方をしようかなと考えたわけですが、調整とかいろいろ考えたわけですけどもそういうことは今後注意していきたいと思っております。

斜路につきましてもですね、ここがもう2割5分とかなってきた場合はですね、階段あたりではどうかなとかいろいろ考えてはおったんですけども、地元でですね、浜に行かすときに一輪車といいますか、あれを利用される方がおられるということでですね、少し勾配が急になりますけれどもほうき目を粗く入れるとかいろいろそういう処置を取ってですね、対応したところでございます。

普通の今まで造ってあるところがちょっと何%かっていうのはちょっと覚えておりませんが、危ないところは階段工にしたりですね、そういうことで対処をしてあります、ということです。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（倉田 明君） 他にないようでございます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。

議案第223号、請負契約〔志岐漁港海岸保全施設整備工事（その2）〕の変更締結

についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第223号、請負契約〔志岐漁港海岸保全施設整備工事（その2）〕の変更締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第224号 請負契約〔志岐漁港臨港道路整備工事（その2）〕の変更締結について

○議長（倉田 明君） 日程第6、議案第224号、請負契約〔志岐漁港臨港道路整備工事（その2）〕の変更締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君） 議案第224号、請負契約〔志岐漁港臨港道路整備工事（その2）〕の変更締結について。

平成25年7月17日議案第184号により議決された、下記工事請負契約を変更締結するものとする。平成26年1月29日提出、苓北町長、田嶋章二。

記。1、工事名、志岐漁港臨港道路整備工事（その2）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、当初1億311万円。変更、53万2939円、合計1億364万2939円。4、契約の相手方、天草郡苓北町志岐30番地、株式会社横山建設、代表取締役、横山森茂。

提案理由。地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約の締結について議会の議決を必要とするためでございます。

次ページにまた2枚平面図と標準断面図を添付しておりますのでご覧いただきたいと思っております。図面の説明をさせていただきます。今回の変更は、志岐保育園付近にある雨水の処理排水暗渠10.5m、起点側消波ブロックL=62mを沖側に10m程度移設するものでございます。

1枚目の平面図をご覧いただきたいと思っております。起点側がこの図面の左側になりますけれども、ブロックを移設するところと図面の中央部にありますけど赤線で小さく書いてありますけれども、横断暗渠を10.5m延長するというものでございます。

2枚目の標準断面図をご覧いただきたいと思っております。この標準断面図には横断暗渠の部分しかありません。移設に関しましてはブロックの移設を大体今の形で冲出しするだけですので、図面は付けておりません。赤色で色付けしてあるところが今回するところでございます。300mmのヒューム管を0.5%の勾配で延長いたします。既設のです

ね、図面の下の部分の断面図をご覧くださいますと、既設の排水が出てきとる高さが3.36mということでございまして、それから布設します横断の出口が3.308ということで約5%になっています。左側に小さく書いてありますけれども、H. W. L = 3m20と、これがハイウォーターレベルでございまして、これよりも10cm程度上に出るとということで排水はハイウォーターレベルよりも上のところから出すということでしております。

以上でございます。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） まず平面図の1枚目ですが、移設と移動という言葉が使っておりますけれども、移設と移動っていうのはどういう違いがあるのか。それから足し算をすると4個か6個か、不足するようになりますけれども、その不足分はどうされたのかということです。

それから図面の2枚目ですが、この平面図の中と下の断面図を見せていただきますと、当初の水路ですね、下の断面からすると右側の方向から来た当初の暗渠がございましたけれども、当初はどのような処理の仕方をしようとしていたのかということです。

それからもう1点は、同じく断面図を見る中で、よく海岸に出す排水路、暗渠工っていうのは砂が埋まってしまって後で困るということがよく言われますけれども、この点についてはどのような対処法を考えておられるのか。

以上です。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君） 1枚目のブロックの移設とですね、移動の違いにつきましては担当に聞きましたところ、移設についてはですね、現在既設がしてありますけれどもこれをそのまま沖に出すと。その中でですね、作業を実施しよるわけですがけれども、その中でやはり長年経っておりますので使われない部分があったということです。それを18個、この志岐漁港の中にあるブロックを利用してそこに持って来るとということで考えているということでございます。この左岸についてはですね、約6個ほどですか、ありますけれどもそれはそのままの形ですね、出していくと、もう足りないままですね、ということでございます。

というのがですね、このブロックの製作につきましては、ブロック会社から型枠を借ってするわけなんですけれども、型枠についてですね、6個とか18個でもそうなんですけれどもなかなか貸していただけないというところがあったことも1つの原因ではあります。

2枚目の横断暗渠部分についてですけども、これについてはご指摘のとおりでございましてですね、当初は上がっておりませんでした。作業をする中でそこを工事をする中

です、排水がいわゆるはけ口が出てきたということでそれを延長するということにしております。この箇所につきましては土砂の表からのですね、対策についてはどうだということですが、ここにつきましては今現在のところの状況がですね、前に消波ブロックがあってですね、実際今のところは土砂部分、盛土がある程度してあったわけですが、そういうところが溜まって陸地化しておったわけですね。その高さとはほぼ同じ状態で今現在ですね、支障がありませんので今のところは対策としてはですね、考えておりませんが、今の状態の中でですね、大丈夫じゃないかということで考えております。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 大丈夫じゃないかもしれませんが、そこら辺のところはですね、地域の皆さんとも十分協議されて、もし詰まるような状況があれば素早く対応してもらおうということをお願いしたいと思います。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君） そのようにいたしたいと思っております。

○議長（倉田 明君） はい、他にありませんか。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 10番錦戸です。課長に1点お尋ねします。この一番最初に議会に提案をされたときに、入り口の埋め土については掘削土も利用するというふうな説明があったと思いますが、今現地を見てみますとかなり搬入土もあるごたるですね。ですから私はこういったところにACⅡ、あれの活用はできんのかなと思うんですけど、そこ辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君） 当初ここをしたときには掘削土と今、志岐漁港にあったですね、今までためておった土砂、上津深江港あたりにあったそういうものを利用するというので説明はしたと思っております。実際ずっと工事をしよるわけですけど、今のところの計画としましては、そういうものをですね、利用しながらいくということではありますが、最終的な土量がですね、どんくらいになるかちょっと今のところではですね、ぎりぎり足るんじゃないかということで考えておりますので、その場になってからですね、そこら辺のところは対応はしていかなばつまらんとじゃなかつかと思うんですけど、今のところはそこら辺のところは現場の出たそれを使っていくということでございます。

その後の件についてはちょっと私の方からちょっとそこまでは言えないということですね。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） それはよくわかります。町全体を見たときに発生残土の処分

も適切にしていかなばいかなということですよ。そういったことをかみ合わせてから今後のことは対応していきたいというふうなことですよ。この工事に限らず、この工事は今からずっと延びていくわけですよ。道路がですよ。この延長が延びていくごととなつてですよ。ですからね。

○議長（倉田 明君） ちょっとここで農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君） もともとの計画のところはします。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君どうぞ。

○10番（錦戸久幸君） ですから背後地がやっぱり広くなる場所がありますよね。要するにこうして道路が新設をして、その背後地が広くなる場所があるでしょ。ですからそういったところも今後はやっぱり埋立地の広くなるというふうな可能性もありますので、課長が先ほど答弁されたようにそういったことも広範囲に工事をされて、計画を作っただけならば要望しておきます。お願いします。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。神崎君。

○11番（神崎公顕君） 平面図見ますと、ヒューム管を排水路は考えておられますけれども、このU字式の蓋っていうのは四角いやつの方が排水の効率はよくなるんじゃないかと、その辺の見解を。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長、はいどうぞ。

○農林水産課長（吉村文雄君） 暗渠部分をヒューム管を管渠でという考えですかね。既設との接合とかもあってですね、担当としてもこの計画でいったと思います。上のU字溝じゃなくていわゆる管渠との差のご質問でしょ。それについては今のこの計画ではそういうことで既設がですね、ヒューム管だったのでそれに合わせて計画したということでございます。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（倉田 明君） 他にないようでございます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。

議案第224号、請負契約〔志岐漁港臨港道路整備工事（その2）〕の変更締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第224号、請負契約〔志岐漁港臨港道路整備工事（その2）〕の変更締結については、原案のとおり可決す

ることに決定しました。

○議長（倉田 明君） ここで松野重幸君から都合により早退の申し出がっております。松野重幸君の退場を認めます。

-----○-----

日程第7 議案第225号 請負契約〔都呂々港湾改修工事（その2）〕の変更締結 について

○議長（倉田 明君） 続きまして日程第7、議案第225号、請負契約〔都呂々港湾改修工事（その2）〕の変更締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 議案第225号、請負契約〔都呂々港湾改修工事（その2）〕の変更締結について。

平成25年7月17日議案第186号により議決された、下記工事請負契約を変更締結するものとする。平成26年1月29日提出、荅北町長、田嶋章二。

記。1、工事名、都呂々港湾改修工事（その2）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、当初5,859万円。変更、233万420円、合計6,092万420円。4、契約の相手方、天草郡荅北町坂瀬川1793番地、株式会社長濱興業、代表取締役、長濱優二。

提案理由。地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約の締結について議会の議決を必要とするためでございます。

補足説明をさせていただきます。今回の説明につきましては、3枚の図面によりまして説明をさせていただきます。次ページの右の上の方に番号を付しておりますが、N O. 1の図面をお開きください。変更事由としまして番号を付しております。①番、交通誘導員配置の追加ということでございます。これにつきましては、7月2日に地元住民説明会を実施いたしましたが、その時に地元住民より国道の出入りの交通安全性の確保のために交通誘導員を配置してほしいとの要望があり配置したものです。

次の上に②番、胸壁の撤去・復旧L=6.5mと書いてあります。これにつきましては、当初工事の機材搬入・搬出経路につきましては荅北陶石前の町道宮原橋から予定をしておりましたが、7月2日の地元説明会におきまして当現場への入り口につきましては町道宮原橋の幅員が狭いため、またこの道路は地元住民の生活道路となっていることから、できればこの町道を使用しないで国道から出入りをしてもらいたいと要望がありました。それを受けまして、国道のJA都呂々支所横から通るようにいたしました。ただし、この現場につきましては工事用の搬入の入り口につきましては、入り口が国道からJAの横から入って現場に行きます際に、胸壁が入り口が非常に支障となるため、こ

の6.5mにつきまして取り除いて又復旧をするものです。

続きまして③番のスロープの変更についてということで書いてあります。これにつきましては、断面図の説明をさせていただきますので次の次のページのNO.3をお願いいたします。今回の工事につきましては、この地盤高が4.1mでございます。そしてこの防波堤の高さが6.4mと2.3mの高さの段差があります。これにつきましてはこの防波堤の手前のところの50mにつきましてスロープ、斜めにですね、上がるようなコンクリートを打設いたします。その際にこのNO.3の図面の右の方で港内側の右側の方に標準断面図ですか、NO.1、NO.2と書いてありまして、この右の方に赤く印をしております。これにつきましてはすき間が生じます。このすき間が生じますと現場状況非常に危険であるということでこの部分についてコンクリート打設をしまして、平面にもって行ってこのすき間を埋めたところでございます。

続きまして④番目の裏コンクリートの変更についてでございます。恐れ入りますが、NO.2の標準断面図をお願いいたします。これにつきましては、当初災害復旧の現場におきまして、この④番の場所打ちコンクリートという右の赤と左の赤の引いておりますところにつきましては、当初型枠を計上いたしまして型枠をした後にコンクリートを打設する予定でございましたけれども、内部の中詰石が波によって流れ出す恐れがありますので、この点につきましては型枠ではなくてコンクリート打設に変更したもので、このことによりましてコンクリートの型枠からコンクリート打設にしたことによりまして減額を若干いたしました。

続きまして⑤番目のこれにつきましては、また恐れ入りますがNO.3のページをお開き願いたいと思います。このNO.3の右の方にNO.5で既設コンクリート発見に伴う港内側法長の増加ということでございます。この左側の港内側の方に赤で記しているところでございますが、これは当初の設計の中におきましてこの部分が設計では計上しておりませんでしたけれども、実際ここを掘削したときにこの赤の部分のところコンクリートが打設してあったということで、この取り壊しをしまして、そしてこの部分がコンクリートを打つ必要がありますので、この部分につきましては増額をするものです。

続きまして⑥番のこの右の方に床掘を海上施工から陸上施工へ変更ということで書いてありますが、この分のNO.6の断面図につきましては、当初この掘削床掘につきましては船を持って来まして、船の上からバックホウ浚渫船で浚渫する予定でございましたけれども、現場条件によりましてこれは防波堤の上の方からバックホウのロングアームのもので直接床掘が可能ということになったため、これによりまして変更によりまして減額をしたわけでございます。

続きましてNO.1のところではこれは⑦番で単品スライドのコンクリート増加という

ことで書いております。この制度は請負契約の約款の第25条第5項に規定しております。工期内の設計後に資材が社会情勢の変化等により変動した場合、その資材の価格差を修正する制度でございます。今回の工事につきましては、コンクリートの価格が平成25年設計当時に比較しまして契約後に1立米当たり500円高くなったことにより増額をいたしました。ただ、この増額につきましては、この増額した金額から工事費全体の1%分を控除した金額を変更で見るとというような規定でございましたので、これによりまして増額を若干いたしております。

そして最後でございますが、2ページ目をお開き願いたいと思います。この左側の改修事業という標準断面図でございますけども、当初設計ではこの左側の港内側、これは川の方のコンクリートを50cmをですね、はぎ取ってこれはコンクリートが非常にこの防波堤自体が古いものですから、今回の改修工事にありましてコンクリートを50cmはぎ取ってあらたにまたコンクリートを打設するように計画しております。しかしながら、この打設の前にコンクリートをはぎ取りましたところ、この内側の中詰石が流れるという状況が発生いたしましたため、この50cmを打つ前にまず仮どめとして10cmのですね、コンクリートを打設をいたしました。そのことによりまして増額となったものです。

以上の項目によりまして、増額・減額合わせまして233万420円の増額となるものです。なお、今回の請負契約変更の議案につきましては、差し替えさせていただきましたことにつきましてお詫び申し上げたいと思います。

以上でございます。よろしくご審議のお願いをいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。山下君。

○8番（山下時義君） 8番山下です。只今課長からいろいろ話がありまして、私も現場をですね、見ておりませんのでこの図面だけで説明を聞いているわけでございますが、地元から要望がいろいろ出ましたことについて誘導員とか、この他にですね、ここは非常に潮干狩りなんか住民が利用する場合は課長、多いんですよ。その場合に今までだったらすぐ行けるような状況になっていたんですが、これが完成した場合ですね、先程一応工事の都合上胸壁ですか、撤去をされて又新たに設置をするというようなお話。それと又、すき間が出た場合についてはそれぞれコンクリートを打設してすき間のないようにしていくんだという説明、そういう点について非常に危険箇所というかな、そういうとは除去されると、こう見ていいんですかね。その点ばお尋ねします。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今山下議員がおっしゃいましたように危険箇所を防止するということと、あとはこの現場におきまして申し上げましたように以前もここから降りる方がいらっしゃいます階段ですね、これにつきましてはこの右側の北防波堤、

左側の南防波堤につきまして階段を設けるようにしております。

○議長（倉田 明君） 山下君。

○8番（山下時義君） それからですね、都呂々支所のところですよ。支所のすぐ向かって左側なんです、前名前を言って恐縮ですが、山口由盛君っていう方があそこに住居を構えていらっしゃるんですよ。ところが国道が広がって結局は浜団地に引越しされたわけですが、その先の方にですね、潮が来ないようにブロックをしてあるんですよ。それは今度は岸壁が非常に高くなりましたのでその心配は要らないということなのでいいんでしょうかね。その点お尋ねします。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 今回の工事につきまして、非常に防波堤の高さが上がりました。又、消波ブロックも設置をいたすことになっております、南防波堤につきまして。又、北防波堤につきましても現在、今までの高さよりも2m30cm防波堤高さが上がっておりますので、0ではないんですけども今までに比べましたらこの消波ですか、そういうふうな機能は増してくると思います。現在おっしゃいました山口由盛さんのその場所につきましてはちょっと今即答できませんので、現場を確認させていただいて又、確認させていただきたいということでご返事させていただきます。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） この平面図のですね、真ん中の中央に都呂々川が流れているわけですけども、その左岸側、国道の上流部分の左岸側、それから右岸側、それから竹ノ迫の海岸の緩傾斜護岸の背後のグランド高さといえますか、地盤高は確認されておりますか。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 今ちょっとこの図面ではありませんが、高さ自体は今はこの上流の右岸・左岸につきましては確認はわかりません。ただ、右側の緩傾斜護岸につきましてはですね、プラス7mか8mぐらいあったと思います。それにつきましてはちょっと今、はっきりした数値は申し上げられません。申し訳ありません。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 先程質問がありましたが、先程の質問は海からの潮に対する質問だったと思います。私は逆にですね、この上流部分からのですね、仮に特に今町は災害に強い町ということで取り組んでおられます。特に最近の雨というのはゲリラ豪雨とかですね、そういうものがあります。この都呂々川の上流には都呂々ダムがあります。都呂々ダムはその機能を守るために増水した時には、集中豪雨の時には水を吐かなければならない。災害のそういう時が晴天でですね、たまたま干潮で、たまたま雨だけ降ったんだと。だからダムの水を増水しても何ら問題ないと、そういう条件の時は構わない

と思いますが、もし高潮なんだと。それから雨は降るんだと、じゃんじゃんじゃんじゃん降りよと。ダムもあふれそうだと、そういう悪条件が重なった場合にですね、この都呂々川の左岸の地盤、それから右岸の地盤、水田、農地、それから今益田課長は竹ノ迫海岸の天端高が7mぐらいではないかということですけども、私がお尋ねしたのはその護岸の高さじゃないんです。護岸の背後にある住宅地の高さなんです。この案については私たちが当初示された時にですね、そこまでどがんなとやろかいという感じをすればよかったんですが、実際現場を何回か見に行かせてもらってですね、まさにこの部分は防波堤っていいですか、川留めの柵ができていような感じがします。従来のこの嵩上げしない時は1m60から1m80上げたですかね。それよりも低い堤防でしたのでそこで余った水は海水が満潮以外の時は場合によってはその堤防を越えて流れていくことができた。しかし、その時もこの右岸側の国道の手前の右岸側の方は潮が上がってくっとなかなかという心配をされておりました。

それからこっちの漁港の方の背後の方もそういう心配をされておられました。やっぱり今になってからですね、そういう形を議員として質問するのはもうちょっと早かうちに気が付けばよかったやっかと、私自身思とつとですが、やっぱりそういう工事をされるときにはこういう、広い範囲の中の影響も考えてですね、されるべきじゃなかったかと思います。現状行けばですね、この北側の防波堤が高くて、出口はもう狭かですもんね。川の幅はですね、こう川があつてぎゅーと今度の改修工事で狭くなってしまったっていう状況があるんです。だけんやっぱりそういう状況になるまで私もうすすはあの川にこういうせき止めるような防波堤がよかろかなという気はしとりましたけども、現実そういうものが姿を現した中でですね、そういう不安を抱いております。

ちなみに国道の都呂々橋のGLは町の1万分の1の地図によれば4.2mです。防波堤が高いところでは6.8かな、だけんが既にもう2mぐらいの差があるわけですね。だけんやっぱり河川水が宅地、民地、農地に入り込まないような対策はですね、今後検討すべきじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（倉田 明君） ここで私の方から発言させていただきますが、今回は都呂々港の護岸改修工事（その2）の締結関係でございますので、一応今後その部分については只今浜口議員よりご指摘がありましたことについてですね、部署内で十分検討されてみてはどうかと思いますが、浜口議員どうでしょうか、そういうことで。

○2番（浜口雅英君） 私はもう既に発注されて形を現していますので、そのことをどうこうということじゃありませんので、今後の防災対策の中でですね、単に土木課長ということじゃなくて、町長初め町全体で検討していただければと思います。終わります。

○議長（倉田 明君） そのように対応させていただきたいと思います。

他にありませんか。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 10番錦戸です。1点だけお尋ねします。予算措置の関係でお尋ねさせていただきたいと思います。今度の変更工事で233万420円増額ですけども、これは入札調書で見ますと6,029万の予定だったというふうなことで、そうしますと今度の変更金額からいきますと63万ほどこの予定価格よりも額が大きくなっているように感じます。予算上、この6,092万ということは予算措置上確保されておりますかね。その点を1つお願いします。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今錦戸議員につきまして、今回の工事につきまして、改修工事につきまして5億円の事業費予算を計上しておるところでございます。全体が5億でございます、現在の予算につきましては確保しております。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他にないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。

議案第225号、請負契約〔都呂々港湾改修工事（その2）〕の変更締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第225号、請負契約〔都呂々港湾改修工事（その2）〕の変更締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第226号 請負契約〔笹尾浄水場基幹整備工事〕の変更締結について

○議長（倉田 明君） 日程第8、議案第226号、請負契約〔笹尾浄水場基幹整備工事〕の変更締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君） 議案第226号、請負契約〔笹尾浄水場基幹整備工事〕の変更締結について。

平成25年4月18日議案第173号により議決された、下記工事請負契約を変更締結するものとする。平成26年1月29日提出、苓北町長、田嶋章二。

記。1、工事名、笹尾浄水場基幹整備工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、当初3億3495万円。変更、926万1805円、合計3億4421万18

05円。4、契約の相手方、熊本市中央区九品寺1丁目8番28-901号、大協株式会社熊本支店、熊本支店長、横山紀子。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約の締結について議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足して説明をさせていただきます。今回の変更につきましては、苓北町公共工事契約約款第11条により変更をするものでございまして、説明の資料といたしまして図面を4枚、資料1から資料4まで準備をさせていただきました。この資料をもとに説明をさせていただきます。主な変更内容につきましてはでございますが、まず第1番目に資料の1と資料2に関するものでございますが、電気計装工事において遠方監視装置についてでございます。遠方監視装置のその機種、システム内容が決定いたしましたので追加するものでございます。

まず資料の1でございますが、これは笹尾浄水場内における各種機器間をですね、機器の状況を図面に示しているわけでございますが、それぞれ図面のようなことで連携をさせてそれぞれの状況を把握するようにしております。各種機器の作動状況、水位の状況を検知し、その異常を知らせる警報装置であります。

次が資料2の図面でございますが、この資料2の図面です、文字の変換がちょっとうまくできておりません、この上の欄のところですね、真ん中の四角で囲んでいるところ、アラームセッター、これちょっと横棒になっていますので縦に修正をさせていただきます。その右のところにつきましてはワンループ異常というようなことです。それからその右側の囲んだところの下のテレメータ（子極）のところにつきましてもワンループ異常ということで修正をさせていただきました。

この資料2の図面につきましては、右側から笹尾の浄水場とその下のところが富岡の配水池間を遠方監視装置、テレメータで結んでおります。次、真ん中の部分が笹尾浄水場と笹尾の配水池を結んでおります。一番左が笹尾浄水場と都呂々小松の配水池を結んだものでございます。

その相互間における情報、それぞれの機器、計器のテレメータの状況を把握感知し、異常があった場合に知らせる警報装置でありまして、そういう場合の情報を役場と担当者、担当者につきましては複数の担当者に知らせる装置であります。これは担当者の携帯にも情報が届くこととなりますので、素早い対応そして又、それぞれの機器の状況まで異常の状況まできめ細かな情報が届くこととなります。

それとデータの蓄積も5年間対応するものでございます。

これまでは電話回線だけでそして単なる異常警報ということで役場に通知をされてきておりましたけれども、それをそれぞれの職員にそれぞれ携帯で、そしてきめ細かな情

報が届くというようなことになるので早急な対応ができるということでございます。

次に、資料の3の図面でございます。ろ過ポンプ井戸の棟ということで、この外壁について表面劣化が激しい状況でありましたので、機能強化を図る目的で塗装工事を行います。図面の左側ですけども、図面の赤の斜線部分に変更するものでございまして、図面の左側がこれはその建物の屋根の部分でございますが、これにつきましてはFRP防水塗装とします。壁の部分につきましては、塗装仕上げとするものでございます。

それから資料の4ですけども、これは場内舗装工事について変更部分を赤で斜線で示しております。この部分につきましても破損が見られておりますので、しかえるものでございます。そういうことで舗装につきましてはこの敷地内の既設のこの面につきましては全部舗装を仕替えてしまうというふうなことでの変更でございます。

そういうふうなことでございまして、以上の工事を追加することによりまして工期を2月15日から3月14日までに延期して対応をいたします。現在の進捗状況は94%程度と聞いております。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。山下君。

○8番（山下時義君） ちょっと課長にお尋ねします。只今の説明はですね、これは当初考えられるような事柄であったのじゃなかろうかとこのように思っております。何で今頃なってからですね、塗装したり舗装したりあるいは職員の携帯にすぐ連絡が行くようなことにしたりというようなことはですね、最初からそういうとは計算に入れてそして入札にかけてしていくべきじゃなかろうかと私は思うんですが、その辺はどういう考えで、こういうことで後で追加されるのか、まずその点をお尋ねいたします。

○議長（倉田 明君） 水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君） まずこれまでの警報装置につきましては、先程も申しましたように電話回線を利用して極端に言いますと、もう配水池の異常低水位っていう形の中でそういうことだけでしか異常通報が来ておりませんでした。今回はそれを具体的に薬品の状況はどうかとか、そういうふうなことまできめ細かく届くようになるわけでございます。そして職員の携帯まで届くようになるわけでございますが、当初は時間的余裕もなかなかなくて、その機種を選定がなかなかどこまでそれを対応するかっていうのがなかなか決定ができていなかったというようなことの中で今回の変更で対応するというふうなことで考えております。

あと壁面につきましては、状況を見る中で一応県の方と打ち合わせをいたしまして、より効果が上がるということの中で対応したものでございます

○議長（倉田 明君） 山下君。

○8番（山下時義君） それでですね、そういうことは最初から私に言わせればです

ね、大体わからせんかと思うわけですよ。現在非常にそういう情報のスピード化というふうなことは普通常識ですからですね。それいいことですよ、緊急の場合に職員にすぐ携帯に入るとか何とかですね。やっぱりそういうとは最初からですね、考えをして対応してもらいたい。

そして追加の工事で舎内の塗装をしたりあるいは今度は路面の舗装をしたり、そういうのもこの業者にさせるんですか。やはり私たちは常に申し上げているようにやっぱり地元もですね、メリットのあるようなことをしなさいと常に私は町長に申し上げております。そういう面です、やはりこういう電気機器、専門的なことは地元でできんかもわからんですが、先程課長がおっしゃったその追加工事については十分地元です、できる業者がいらっしゃるわけですから、そういう方にさせるというふうなお考えはないんですか。それをお尋ねします。

○議長（倉田 明君） 水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君） 変更して行う部分につきましてですけども、まず舗装工事につきましては、当初の計画の中でも上がっておりました。今回につきましては、当初計画より以上に路盤が傷んでいるところが出てきましたのでその分につきまして面積を増加して変更して舗装するものでございました、当初からこの全体の工事の中です、その舗装工事も入っておりますのでそういうことでの対応でございます。

壁面の塗装工事につきましても薬品沈殿池とかいろいろ建物が設備があればそういう中でですね、塗装の部分も当然あっておりますのでそういうことの中で対応していくというふうなことで、そういうふうな業種もありましたのでその点という中で対応していくということで考えております。

○議長（倉田 明君） 山下君。

○8番（山下時義君） いや、私が言うのはですね、この業者じゃなからんばこういうことはできんのかということをお尋ねしとつとですよ。やはりこういう大きな請負金額の中でですね、やはり地元ではこういう作業はできんから熊本のそういう特殊な業者が入札で取っていらっしゃるでしょ。ところがその中でですよ、やはり工事を分けてですね、地元にもメリットのあるようなことはできないのかということをお尋ねしているんですよ。その点をもう1回答弁してください。

○議長（倉田 明君） 水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君） 全体事業が3億4,400万あるわけですが、その工事の中の一部に舗装があります。一部に土木関係があります。一部塗装がありますということでございますので、それを小分け小分けにするとなかなか連携が難しいのが状況です。そういうことの中で全体含めたところでの主たる事業部分についての部分を主といたしまして契約をさせていただいておるところでございますので、そうい

う中で対応していくというものでございます。実際工事につきましてはですね、地元で対応できている部分につきましてはそういうことで現場の方で対応をしていただいているような状況でございます

○議長（倉田 明君） はい、最後お願いします。

○8番（山下時義君） ちょっと町長にお尋ねしたいんですが、私は常日頃ですね、やはり地元でできる工事についてはなるだけですね、そういう工事は例えば元請がしておってもですね、できるわけですから。塗装工事とか舗装なんか苓北町内にいっぱいいらっしゃるんですよ。そういう人たちにですね、仕事が行き渡るようにしてくださいということをお願いととつてですが、今の課長のお話では元請ですべてをやるというようなことですがいかがですかね、その点は。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） その件につきましてはケースバイケースだと思っております。今回は、平成25年度中にしっかり終わらせなければならない緊急工事、いわばですね、それで大体この老朽対策を取る時ですね、平成24年度経済対策補正予算でありまして、本当に平成25年度中にできるのかと、これは部内で相当議論をいたしました。私はこんないい機会はないから進めようと。しかし現場はですね、やっぱりいろんなことを考えるとなかなか難しか、これには手は挙げにくかですよという話でしたんですが、これはやらにゃいかんと。2億近くの町の持ち出しが少なくなるわけですからこれはどうしてもやらなきゃいかんとということであったわけです。ですからやはり主となる元請にですね、すべて任せてやった方がスピーディーだと。ただし、その中で管理の中でですね、地元ができるそういった工事は全て出しているはずですよ。はい、元請ではありませんが工事は出しているはずですよ。ですからそういった面で今回は緊急を要するやつだということで元請にすべて責任を任せると、負わせるという方針があったわけですから現場もですね、本当にできるかどうかわからない状況で始めたんでそういう状況になってきたと私は解釈しておりますので、また他のケースの場合は山下議員がおっしゃるようなことができる案件も多々あると思いますので、今回についてはどうぞそういう方針がありまして平成25年度中に終わらなければならない。そして現場の方は私よりもっと非常に危機感を持ってこの仕事に臨みましたので、ご理解を賜ればと思っております。

○議長（倉田 明君） 水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君） 山下議員さっきおっしゃいましたように元請はそういうことですが、実際に現場の方においてはですね、土木工事に係る分については地元のそういうところに、舗装工については地元のそういうところに、配管がある分については地元のそういうところということで対応をしていただいております。

ざいます。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（倉田 明君） 他にないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。

議案第226号、請負契約〔笹尾浄水場基幹整備工事〕の変更締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第226号、請負契約〔笹尾浄水場基幹整備工事〕の変更締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議をすべて終了しましたので、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成26年第23回荅北町議会臨時会を閉会いたします。

どなた様も大変お疲れ様でございました。

-----○-----

閉会 午前11時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

芥北町議会議長

署名議員

署名議員